

地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
平成28年度決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

◎ 平成28年度決算

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 318,998 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費(一般財源) 3,352,752 千円

(歳出の内訳)

(単位:千円)

項目	決算額	財源内訳			
		国庫支出金	県支出金	その他特定財源	一般財源
1 医療	2,307,982	67,286	376,975	11,910	1,851,811
2 介護・高齢者福祉	3,520,271	751,908	481,253	1,771,571	515,539
3 子ども・子育て	1,716,754	716,975	234,306	248,870	516,603
4 障害者福祉	765,252	375,553	184,189	0	205,510
5 貧困・格差対策	528,357	390,843	12,465	0	125,049
6 その他	138,520	0	280	0	138,240
合計	8,977,136	2,302,565	1,289,468	2,032,351	3,352,752

<用語説明>

- 国庫支出金
国が特定の事業に対し、地方公共団体に交付する給付金。
- 県支出金
県が特定の事業に対し、市町村に交付する給付金。
- その他特定財源
用途が特定されている財源のうち、国庫支出金、県支出金を除いたもの。
負担金、手数料など。
- 一般財源
用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。